

婚姻届の記入例

※夫婦が日本人でともに戸籍の筆頭者でない場合

(2) 住所には、婚姻届出時点での住民登録地を記入してください。

※窓口が開いている時間に來られて、婚姻届と同時に転入届出や世帯合併届出をする場合は、変更後の住所及び世帯主を記入してください。

(3) 本籍地は戸籍どおりに正確に記入してください。

※父母・養父母の氏名は戸籍どおりに正確に記入してください。
※婚姻届提出時点で父母の氏に変更がある場合は変更後の氏を記入してください。

(4) 婚姻後の夫婦の氏を選択した夫または妻が戸籍の筆頭者でない場合は、必ず新本籍を決めて記入してください。
すでに戸籍の筆頭者になっている場合は新本籍を記入する必要はありません。

婚姻届

令和 年 月 日 届出
午前・午後 時 分
兵庫県伊丹市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 令和 年 月 日	兵庫県伊丹市長 印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票 <input type="checkbox"/>	通知

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	いたみ	いちろう	こや	みどり
生年月日	昭和平成 7年 7月 30日		昭和平成 8年 6月 15日	
(2) 住所	兵庫県伊丹市千僧1丁目		夫に同じ	
	1番地1			
(3) 本籍	兵庫県伊丹市千僧1丁目		兵庫県川西市中央町	
	1番地		12番地	
父母及び養父母の氏名	父	伊丹 市太郎	父	昆陽 寿一
	母	昭子	母	和子
養父母の氏名	養父	どちらかに☑してください	養父	
	養母		養母	
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏	新本籍 (左の☑の氏の人の方がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻の氏	兵庫県伊丹市千僧一丁目 1番地		
(5) 同居を始めたとき	平成(令和) 3年 9月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)			
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 昭和・平成・令和		<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 昭和・平成・令和	
	<input type="checkbox"/> 離別 年 月 日		<input type="checkbox"/> 離別 年 月 日	
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯		
	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯		
(8) 夫妻の職業	夫	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者とは)		
	妻	4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者とは)		
その他	5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯			
	6. 仕事をしている者のいない世帯			
	(国勢調査の年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
届出人署名	夫	伊丹 一郎 印	妻	昆陽 みどり 印
事件簿番号				

証人	
署名 (※押印は任意)	伊丹 昭子 印 昆陽 和子 印
生年月日	昭和平成 44年 1月 5日 昭和平成 42年 2月 8日
住所	兵庫県伊丹市北野4丁目 30番地 兵庫県川西市中央町 12番1号
本籍	兵庫県伊丹市千僧一丁目 1番地 兵庫県川西市中央町 12番地

【伊丹市に婚姻届出をする場合の必要書類】
 ◎届書 1通
 ◎署名欄に押印された場合はその印鑑(押印は任意です)
 ※訂正印として必要な場合があります。
 ◎身分証明書(運転免許証・旅券・個人番号カード・健康保険証など)

※市外からの転入手続きには旧住所地の市区町村長の発行した転出証明書が必要です。
 ただし、住所変更・世帯合併等の手続きは、平日・月～金曜日の午前9時から午後5時30分の間に、市民課窓口へ届け出してください。

※外国籍の方の届出には、上記以外にも必要な書類を添付してもらうことがありますので市役所・戸籍係までお問い合わせください。

※(4)欄の新本籍については、地番さえあれば全国どこでも置くことができますが、その市区町村に確認のうえ記入してください。

※すでに戸籍の筆頭者になっている夫(妻)になる人と、夫(妻)の氏を選択して婚姻届出をする場合は、妻(夫)になる人は現在の夫(妻)の戸籍に妻(夫)として入るため新戸籍は作られませんので、新本籍の記入は必要ありません。